

伊予市介護予防三世代交流拠点施設条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
条例第 号

伊予市介護予防三世代交流拠点施設条例（平成 19 年伊予市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																								
（名称及び位置） 第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。																									
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>唐川ふれあい館</td><td>伊予市下唐川甲335番地1</td></tr><tr><td>上吾川ふれあい館</td><td>伊予市上吾川甲1212番地3</td></tr><tr><td>みたにふれあい館</td><td>伊予市上三谷甲1519番地1</td></tr><tr><td>双海ふれあい館</td><td>伊予市双海町上灘甲5440番地2</td></tr><tr><td><u>下灘ふれあい館</u></td><td><u>伊予市双海町串甲3670番地16</u></td></tr></table>	名称	位置	唐川ふれあい館	伊予市下唐川甲335番地1	上吾川ふれあい館	伊予市上吾川甲1212番地3	みたにふれあい館	伊予市上三谷甲1519番地1	双海ふれあい館	伊予市双海町上灘甲5440番地2	<u>下灘ふれあい館</u>	<u>伊予市双海町串甲3670番地16</u>	<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>唐川ふれあい館</td><td>伊予市下唐川甲335番地1</td></tr><tr><td>上吾川ふれあい館</td><td>伊予市上吾川甲1212番地3</td></tr><tr><td>みたにふれあい館</td><td>伊予市上三谷甲1519番地1</td></tr><tr><td>双海ふれあい館</td><td>伊予市双海町上灘甲5440番地2</td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	名称	位置	唐川ふれあい館	伊予市下唐川甲335番地1	上吾川ふれあい館	伊予市上吾川甲1212番地3	みたにふれあい館	伊予市上三谷甲1519番地1	双海ふれあい館	伊予市双海町上灘甲5440番地2		
名称	位置																								
唐川ふれあい館	伊予市下唐川甲335番地1																								
上吾川ふれあい館	伊予市上吾川甲1212番地3																								
みたにふれあい館	伊予市上三谷甲1519番地1																								
双海ふれあい館	伊予市双海町上灘甲5440番地2																								
<u>下灘ふれあい館</u>	<u>伊予市双海町串甲3670番地16</u>																								
名称	位置																								
唐川ふれあい館	伊予市下唐川甲335番地1																								
上吾川ふれあい館	伊予市上吾川甲1212番地3																								
みたにふれあい館	伊予市上三谷甲1519番地1																								
双海ふれあい館	伊予市双海町上灘甲5440番地2																								

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 下灘ふれあい館を利用するために必要な準備は、この条例の施行前においても行うことができる。